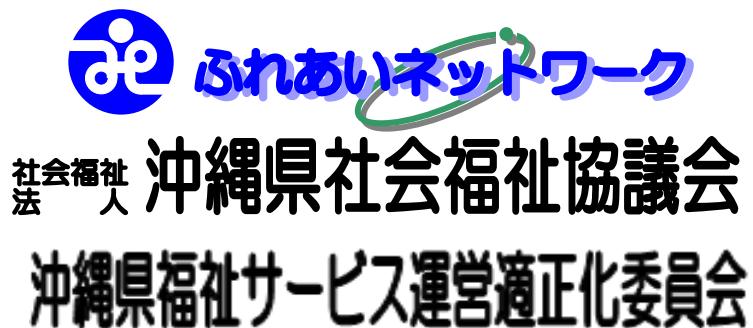


令和6年度  
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会  
活動報告書



## はじめに

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会は、社会福祉法に基づき、福祉サービス利用者の利益の保護と権利を擁護するために、平成12年から沖縄県社会福祉協議会内に設置されております。

この間、利用者等のニーズや福祉サービスは質・量ともに増大し、福祉サービスを提供する事業所には、良質かつ適切なサービス提供が求められる一方で、本委員会に寄せられる苦情の受付件数は高止まりの傾向にあり、その内容も複雑多様化しています。

本委員会には、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための「運営監視部会」と、福祉サービスに関する苦情を適切に解決するための「苦情解決部会」が設置されており、それぞれ中立、公正な立場で相談や調査、助言等を行っております。

また、福祉サービス利用者からの苦情相談への対応は当然のことながら、各福祉サービス提供事業所内における苦情解決体制の整備、迅速かつ円滑な対応を図るためにセミナー等を実施するとともに、各種広報・啓発活動に取り組んでまいりました。

このたび、令和6年度の本委員会での苦情受付状況や、活動状況等の実績をとりまとめました。本報告書が、福祉サービス提供事業所をはじめ、各関係機関、団体の皆様の活動にお役立ていただければ幸いです。

# 令和6年度 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 活動報告書

## 目 次

### 1. 運営適正化委員会の組織と役割

(1) 運営適正化委員会とは .....	1
(2) 運営適正化委員会の開催状況 .....	3
(3) 運営適正化委員会委員選任のための選考委員会について .....	6
(4) 福祉サービスに関する苦情解決の対象となる事業 .....	6
(5) 福祉サービスに関する苦情解決の流れ .....	10
(6) 運営適正化委員会による運営監視 .....	11

### 2. 運営監視事業の実施状況

(1) 福祉サービス利用援助事業実施社協への現地調査の実施 .....	12
(2) 福祉サービス利用援助事業の実施状況等の報告聴取 .....	13

### 3. 苦情解決事業の実施状況

(1) 苦情・相談等受付状況 .....	14
(2) 苦情相談の概要 .....	17

### 4. 事業者等に対する支援

(1) 研修会の開催 .....	21
(2) 「福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組みの整備と苦情対応の手引き」作成 ....	22

### 5. 広報啓発活動

(1) 苦情解決ポスター（チラシ）の作成・配布 .....	23
(2) ホームページによる広報 .....	24
(3) その他の広報活動 .....	24

### 6. その他の活動

(1) 九州各県の運営適正化委員会との連携 .....	24
(2) 相談員の資質向上 .....	24

### 7. 資料編

(1) 社会福祉法（関係条文のみ抜粋） .....	26
(2) 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する 苦情解決の仕組みの指針について」 ....	28
(3) 苦情への対応に関する実施要綱（モデル例） .....	33

## 1. 運営適正化委員会の組織と役割

### (1) 運営適正化委員会とは

平成 12 年に施行された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律 111 号）」に伴い、社会福祉法第 83 条の規定により各都道府県に福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行う機関が設置されています。

近年の介護保険制度や障害保健福祉制度、社会福祉法人制度等の制度改正に伴い、福祉サービスの提供体制が大きく変化するとともに、これによる福祉サービスの充実に伴い、運営適正化委員会に寄せられる苦情内容が多様化・複雑化しております。このことから、国において「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老健局長、児童家庭局長連名通知：最終改正平成 29 年 3 月 7 日）の一部改正が行われました。この改正により、苦情解決の取り組みは、社会福祉事業経営者の責務として明記されております。

福祉サービスに関する苦情解決においては、事業所において当事者同士での解決を図ることとされていますが、解決が困難な場合や、直接事業所へ苦情を申し出にくい場合等に、利用者等からの相談を受付・解決を図る機関として、「運営適正化委員会」が設置されています。

#### 社会福祉法第 83 条（運営適正化委員会）

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

また、利用者が安心して福祉サービスが利用できるように、社会福祉法では、福祉サービスの利用援助に関する事業を都道府県社会福祉協議会が行うものとし（社会福祉法第 81 条）、「福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）」が制度化されました。この事業は、認知症高齢者や知的・精神障害者等の判断能力に不安のある方が利用対象となり、福祉サービスの利用契約に関する援助のほか、日常的な金銭管理によって福祉サービス利用料や公共料金の支払い等も支援しています。

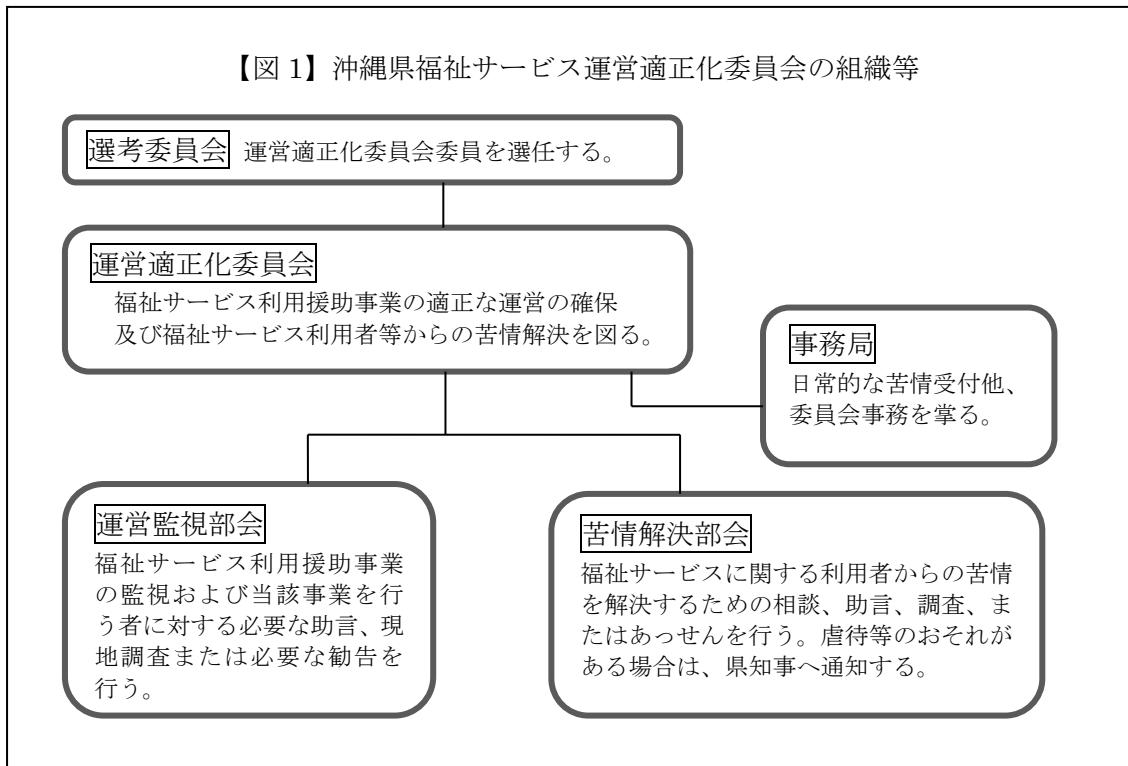
このように公共性の高い福祉サービス利用援助事業を実施する者に対し、運営適正化委員会は、その事業の適正性を確保するために運営監視を行い、必要に応じて助言、勧告をすることができるとされています（社会福祉法第 84 条）。

**社会福祉法第 84 条**

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

運営適正化委員会は、第 81 条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

【図 1】沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の組織等



## (2) 運営適正化委員会の開催状況

### ①全体会議・運営監視部会

〈第12期運営適正化委員会 運営監視部会 委員名簿〉

任期：令和4年8月3日～令和6年8月2日

委員長：竹藤 登 副委員長：照屋 建太

運営監視部会長：高石 大 副部会長：町田 真子

区分		氏名	所属	
社会福祉に関する学識経験者	公益代表	竹 藤 登	沖縄県社会福祉士会 顧問	
		照 屋 建 太	沖縄キリスト教短期大学 教授	
		垣 花 秀 美	沖縄県介護福祉士会 会長	
		高 石 大	沖縄県精神保健福祉士会 理事	
	福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する団体代表	津 山 順 子	沖縄県手をつなぐ育成会 理事	
		兼 浜 克 弥	沖縄県精神保健福祉社会連合会 理事	
福祉サービス提供者代表	西 村 夏 生 又 吉 夏 二	西 村 夏 生	沖縄県知的障害者福祉協会 副会長	
		又 吉 夏 二	沖縄県老人福祉施設協議会 理事	
法律に関する学識経験者		川 田 浩 一 朗 町 田 真 子	沖縄弁護士会 弁護士 EY 税理士法人沖縄事務所 税理士	
医療に関する学識経験者		宮 里 明 美 當 銘 由 香	沖縄県看護協会 副会長 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 副会長	
合 計		12名		

〈第13期運営適正化委員会 運営監視部会 委員名簿〉

任期：令和6年8月3日～令和8年8月2日

委員長：竹藤 登 副委員長：照屋 建太

運営監視部会長：町田 真子 副部会長：新垣 佳子

区分		氏名	所属	
社会福祉に関する学識経験者	公益代表	竹 藤 登	沖縄県社会福祉士会 顧問	
		照 屋 建 太	沖縄キリスト教短期大学 教授	
		新 垣 佳 子	沖縄県介護福祉士会	
		西 銘 隆	沖縄県精神保健福祉士会 会長	
	福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する団体代表	津 山 順 子	沖縄県手をつなぐ育成会 理事	
		兼 浜 克 弥	沖縄県精神保健福祉社会連合会 理事	
福祉サービス提供者代表	西 村 夏 生 石 島 薫	西 村 夏 生	沖縄県知的障害者福祉協会 副会長	
		石 島 薫	沖縄県老人福祉施設協議会 理事	
法律に関する学識経験者		川 田 浩 一 朗 町 田 真 子	沖縄弁護士会 弁護士 EY 税理士法人沖縄事務所 税理士	
医療に関する学識経験者		玉 城 浩 江 當 銘 由 香	沖縄県看護協会 副会長 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 副会長	
合 計		12名		

〈委員会開催状況〉(全体会議) ※以下、参加人数は事務局職員を除く

	期 日	議 事 ・ 内 容 等	参 加 者 数
1	4月 22 日	1. 運営適正化委員会事務局人事について 2. 令和 5 年度実績報告 3. 令和 6 年度事業計画 4. 令和 6 年度運営適正化委員会開催スケジュール	9 名
2	8月 22 日	1. 委嘱状交付 2. 正副委員長の選任 3. 各部会委員の指名および正副部会長の選任 4. 令和 6 年度事業計画および年間スケジュール	12 名
3	12月 19 日	1. 苦情解決体制の整備および苦情受付状況に関する実態調査 2. 令和 7 年度運営適正化委員会開催スケジュール	10 名

〈運営監視部会開催状況〉

	期 日	議 事 ・ 内 容 等	参 加 者 数
1	4月 22 日	1. 県福祉サービス利用支援センター 令和 5 年度事業実績報告	9 名
2	8月 22 日	1. 福祉サービス利用援助事業の説明および運営監視について 2. 日常生活自立支援事業実施社協に対する現地調査報告	12 名
3	12月 19 日	1. 県福祉サービス利用支援センター報告 ・日常生活自立支援事業の利用状況について ・現地調査報告（うるま市社協、竹富町社協） 2. 市町村社協への現地調査の実施について	8 名

## ②苦情解決部会

〈第 12 期運営適正化委員会 苦情解決部会 委員名簿〉

任期：令和 4 年 8 月 3 日～令和 6 年 8 月 2 日

部会長：竹藤 登 副部会長：照屋 建太

区 分	氏 名	所 属
社会福祉に関する学識経験者	竹 藤 登 照 屋 建 太 垣 花 秀 美 高 石 大	沖縄県社会福祉士会 顧問 沖縄キリスト教短期大学 教授 沖縄県介護福祉士会 会長 沖縄県精神保健福祉士協会 理事
法律に関する学識経験者	川 田 浩 一 朗 町 田 真 子	沖縄弁護士会 弁護士 EY 税理士法人沖縄事務所 税理士
医療に関する学識経験者	宮 里 明 美 當 銘 由 香	沖縄県看護協会 副会長 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 副会長

合 計	8 名
-----	-----

〈第 13 期運営適正化委員会 苦情解決部会 委員名簿〉

任期：令和 6 年 8 月 3 日～令和 8 年 8 月 2 日

部会長：竹藤 登 副部会長：照屋 建太

区 分	氏 名	所 属
社会福祉に関する 学識経験者	竹 藤 登 照 屋 建 太 新 垣 佳 子 西 銘 隆	沖縄県社会福祉士会 顧問 沖縄キリスト教短期大学 教授 沖縄県介護福祉士会 沖縄県精神保健福祉士協会 会長
法律に関する学識経験者	川 田 浩 一 朗 町 田 真 子	沖縄弁護士会 弁護士 EY 税理士法人沖縄事務所 税理士
医療に関する学識経験者	玉 城 浩 美 當 銘 由 香	沖縄県看護協会 副会長 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会 副会長
合 計	8 名	

〈苦情解決部会開催状況〉

	期日	議事・内容等	参加者数
1	4 月 22 日	1. 審議案件 (1 件) 2. 事務局対応分報告 (20 件)	6 名
2	6 月 25 日	1. 報告案件 (4 件) 2. 事務局対応分報告 (47 件)	6 名
3	8 月 22 日	1. 報告案件 (2 件) 2. 審議案件 (1 件) 3. 事務局対応分報告 (25 件)	8 名
4	10 月 24 日	1. 報告案件 (3 件) 2. 審議案件 (1 件) 3. 事務局対応分報告 (37 件)	7 名
5	12 月 19 日	1. 報告案件 (2 件) 2. 事務局対応分報告 (39 件)	8 名
6	2 月 20 日	1. 審議案件 (2 件) 2. 事務局対応分報告 (23 件)	5 名

### (3) 運営適正化委員会委員選任のための選考委員会について

運営適正化委員会委員の選任については、「社会福祉法施行令」第 15 条 3 の規定に基づいて、県社協内に設置された「選考委員会」による同意を得て、県社協会長が行うこととなっています。また、選考委員会の委員選考にあたっては、「社会福祉法施行規則」第 20 条の規定により、県社協の定める方法によって意見を聴取します。

〈第 13 期 運営適正化委員会委員選任のための選考委員会 委員名簿〉

任期：令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日

委員長：鎌田 佐多子 副委員長：屋宜 恒一

区分	氏名	所属
公益代表	鎌田 佐多子 屋宜 恒一	沖縄女子短期大学 名誉教授 沖縄県民生委員児童委員協議会 会長
社会福祉事業の 経営者代表	高宮城 克 大嶺文夫	沖縄県社会福祉法人経営者協議会 会長 沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会 会長
福祉サービスの 利用者代表	山城 充正 田中 寛	沖縄県身体障害者福祉協会 会長 沖縄県手をつなぐ育成会 理事長
合計	6 名	※委嘱当時の所属

### (4) 福祉サービスに関する苦情解決の対象となる事業

福祉サービスに関する苦情解決の対象となるのは、社会福祉法第 2 条に規定された第 1 種社会福祉事業および第 2 種社会福祉事業です。具体的には、以下の事業となります。

社会福祉法第 82 条では、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」とされており、この規定を受けて通知された厚生省社会・援護局長他通知（平成 12 年 6 月 7 日付：最終改正平成 29 年 3 月 7 日）「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に基づき、苦情受付窓口等の設置が求められています。

#### 第 1 種社会福祉事業

事業名	根拠法
◎以下の施設を経営する事業 ・救護施設　・更生施設　・その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設	生活保護法
◎生計困難者に対する助葬を行う事業	
◎以下の施設を経営する事業 ・乳児院　・母子生活支援施設　・児童養護施設 ・障害児入所施設　・児童心理治療施設　・児童自立支援施設	児童福祉法
◎以下の施設を経営する事業 ・養護老人ホーム　・特別養護老人ホーム　・軽費老人ホーム	老人福祉法

事業名	根拠法
◎以下の施設を経営する事業 ・障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
◎以下の施設を経営する事業 ・婦人保護施設	売春防止法
◎授産施設及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業	社会福祉法

第2種社会福祉事業

事業名	根拠法
◎生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業	社会福祉法
◎以下を経営する事業 ・認定生活困窮者就労訓練事業	生活困窮者自立支援法
◎以下を経営する事業 ・障害児通所支援事業　・障害児相談支援事業 ・児童自立生活援助事業　・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業　・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業　・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業　・小規模住宅型児童養育事業 ・小規模保育事業　・病児保育事業　・子育て援助活動支援事業	児童福祉法
◎以下の施設を経営する事業 ・助産施設　・保育所　・児童厚生施設　・児童家庭支援センター ・児童福祉の増進について相談に応ずる事業	
◎以下を経営する事業 ・幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
◎以下を経営する事業 ・養子縁組あっせん事業	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

事 業 名	根 拠 法
<p>◎以下を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子（父子）家庭日常生活支援事業</li> <li>・寡婦日常生活支援事業</li> </ul> <p>◎以下の施設を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子（父子）福祉施設</li> </ul>	母子及び父子並びに寡婦福祉法
<p>◎以下を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅介護等事業</li> <li>・老人デイサービス事業</li> <li>・老人短期入所事業</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業</li> <li>・複合型サービス福祉事業</li> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・老人福祉センター</li> <li>・老人介護支援センター</li> </ul>	老人福祉法
<p>◎以下を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業</li> <li>・一般相談支援事業</li> <li>・特定相談支援事業</li> <li>・移動支援事業</li> </ul> <p>◎以下の施設を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> </ul>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
<p>◎以下を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者生活訓練等事業</li> <li>・手話通訳事業</li> <li>・介助犬訓練事業</li> <li>・聴導犬訓練事業</li> </ul> <p>◎以下の施設を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・補装具製作施設</li> <li>・盲導犬訓練施設</li> <li>・視聴覚障害者情報提供施設</li> </ul> <p>◎身体障害者の更生相談に応ずる事業</p>	身体障害者福祉法
◎知的障害者の更生相談に応ずる事業	知的障害者福祉法
<p>◎以下を経営する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用する事業</li> <li>・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</li> <li>・生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用する事業</li> <li>・隣保事業</li> <li>・福祉サービス利用援助事業</li> <li>・社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業</li> <li>・第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業</li> </ul>	社会福祉法

さらに、厚生省社会・援護局長通知（平成12年6月7日付最終改正平成29年3月7日）「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」では、「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」において、事業の対象範囲として以下のとおり規定しています。

#### 第4 事業の対象範囲

##### 1 対象とする「福祉サービス」の範囲

事業の対象とする福祉サービスの範囲は、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるすべての福祉サービスとすること。

ただし、地域における社会福祉事業以外の福祉サービス供給状況などを踏まえ、これらのサービス利用者等の権利擁護を積極的に推進するため、運営適正化委員会が必要と認める場合は、対象範囲を拡大することができる。

##### 2 対象とする「苦情」の範囲

事業の対象とする苦情の範囲は、次のとおりとすること。

###### (1) 特定の利用者からの福祉サービスに関する苦情

①福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情

②福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情

###### (2) (1) 以外に、不特定の利用者に対する福祉サービスの提供に関する申し立て

①福祉サービスに係る処遇内容に関する申し立て

②福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する申し立て

なお、次に該当する場合は、実質的な苦情解決が困難なものとして、事業の対象として取り扱わぬことができること。

###### (1) 苦情に係る紛争について、裁判所において係争中又は判決等がなされた場合

###### (2) 行政不服審査法の規程による不服申し立てがなされている又は不服申し立てによる採決、決定があった場合

###### (3) 他の苦情解決機関において既に受理され、審査等が行われている場合

###### (4) 既に当該運営適正化委員会において、審査等がなされ、対応が終了している場合

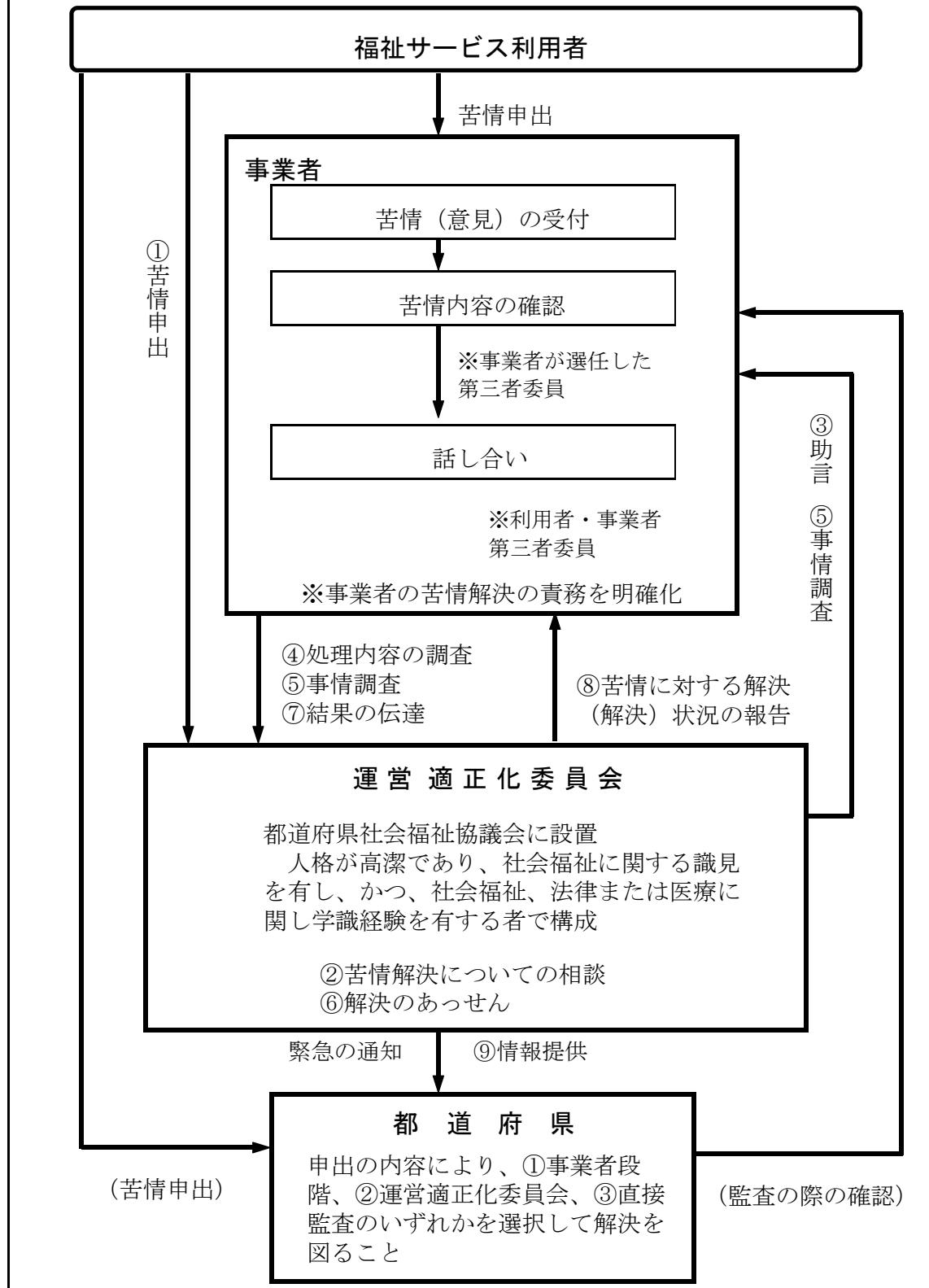
###### (5) 苦情の原因となった事実から一定期間が経過するなど、確実な事情調査を実施することが困難と判断される場合

###### (6) 業務上の過失に該当するか否かの調査の要求を主たる内容とする場合

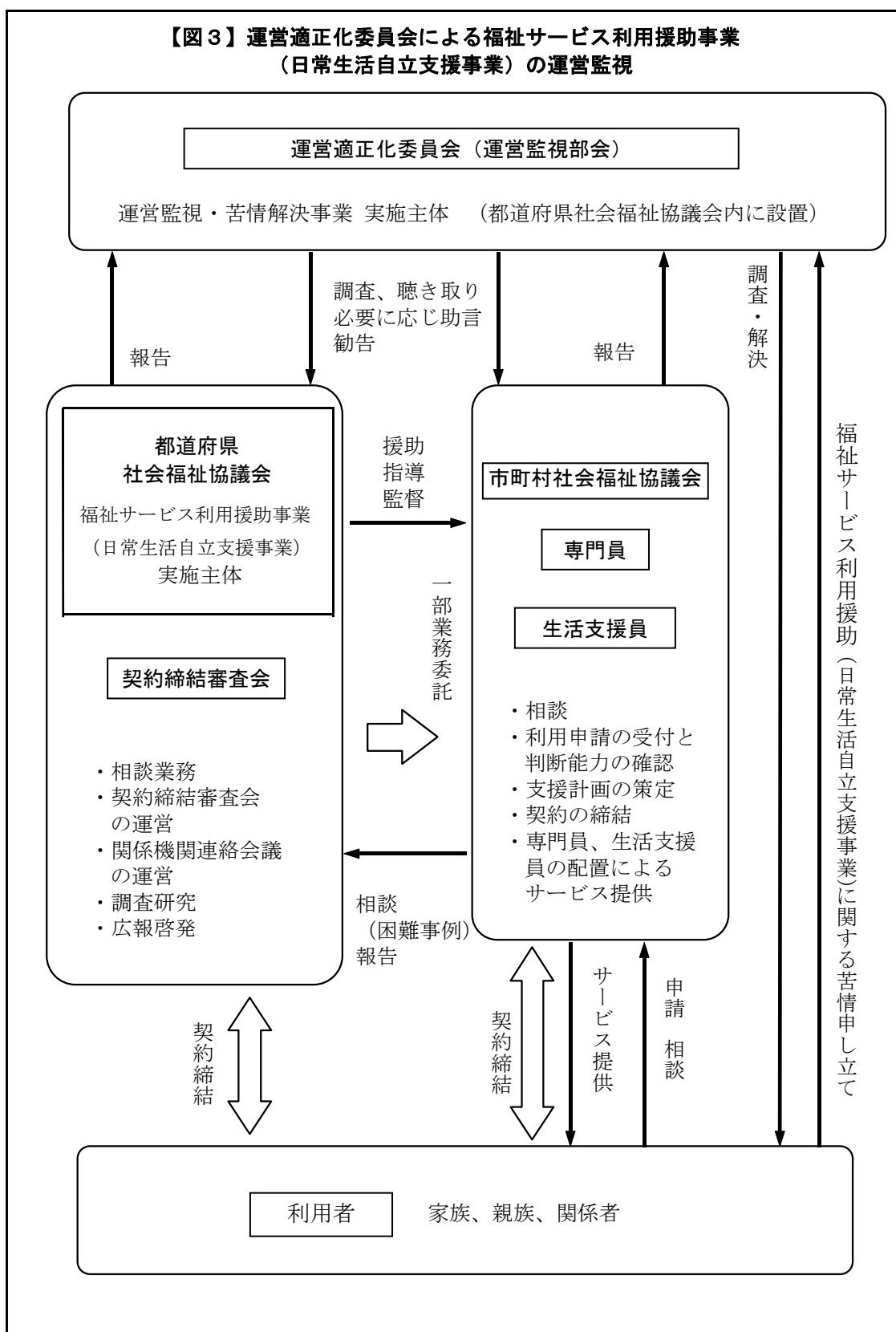
###### (7) 他機関での対応が優先されるべき内容である場合

## (5) 福祉サービスに関する苦情解決の流れ

【図2】 福祉サービスに関する苦情解決の仕組み概要図



## (6) 運営適正化委員会による運営監視



## 2. 運営監視事業の実施状況

### (1) 福祉サービス利用援助事業実施社協への現地調査

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するため、運営監視部会では市町村社会福祉協議会に対して、現地調査および書面調査の実施を通じ、現状把握に努めるとともに、必要に応じて社会福祉法第84条の規定に基づく助言を行うことができます。

#### 社会福祉法第84条

（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）

運営適正化委員会は、第81条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

#### ①「福祉サービス利用援助事業実施社協への現地調査」

沖縄県福祉サービス利用支援センターと連携し、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施する社会福祉協議会に対し現地調査を実施しました。

期日	実施先	訪問者	内 容
5月22日	うるま市社協	事務局2名 ※県福祉サービス利用支援センターの調査に同行	事業取り組み状況や助言事項における対応状況、個別の契約の実施状況、書類等の預かりサービスにおける書類等の管理、日常生活自立支援事業に関する苦情受付状況の確認・聞き取り 他
9月27日	名護市社協	事務局1名 ※県福祉サービス利用支援センターの調査に同行	
3月7日	北谷町社協	事務局1名	

## (2) 福祉サービス利用援助事業の実施状況等の報告聴取

福祉サービス利用援助事業の実施状況等の把握に努めるため、「運営監視部会」において、同事業の実施主体である沖縄県社会福祉協議会より事業実施状況等について報告を受け、運営上の課題への対応状況等を確認しました。

	期　日	議事・内容等
1	4月27日	1. 県福祉サービス利用支援センター 令和5年度事業実績報告
2	8月22日	1. 福祉サービス利用援助事業の説明および運営監視について 2. 日常生活自立支援事業実施社協に対する現地調査報告
3	12月19日	1. 県福祉サービス利用支援センター報告 ・日常生活自立支援事業の利用状況について ・現地調査報告（うるま市社協、竹富町社協） 2. 市町村社協への現地調査の実施について

### 3. 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会における苦情解決事業の実施状況

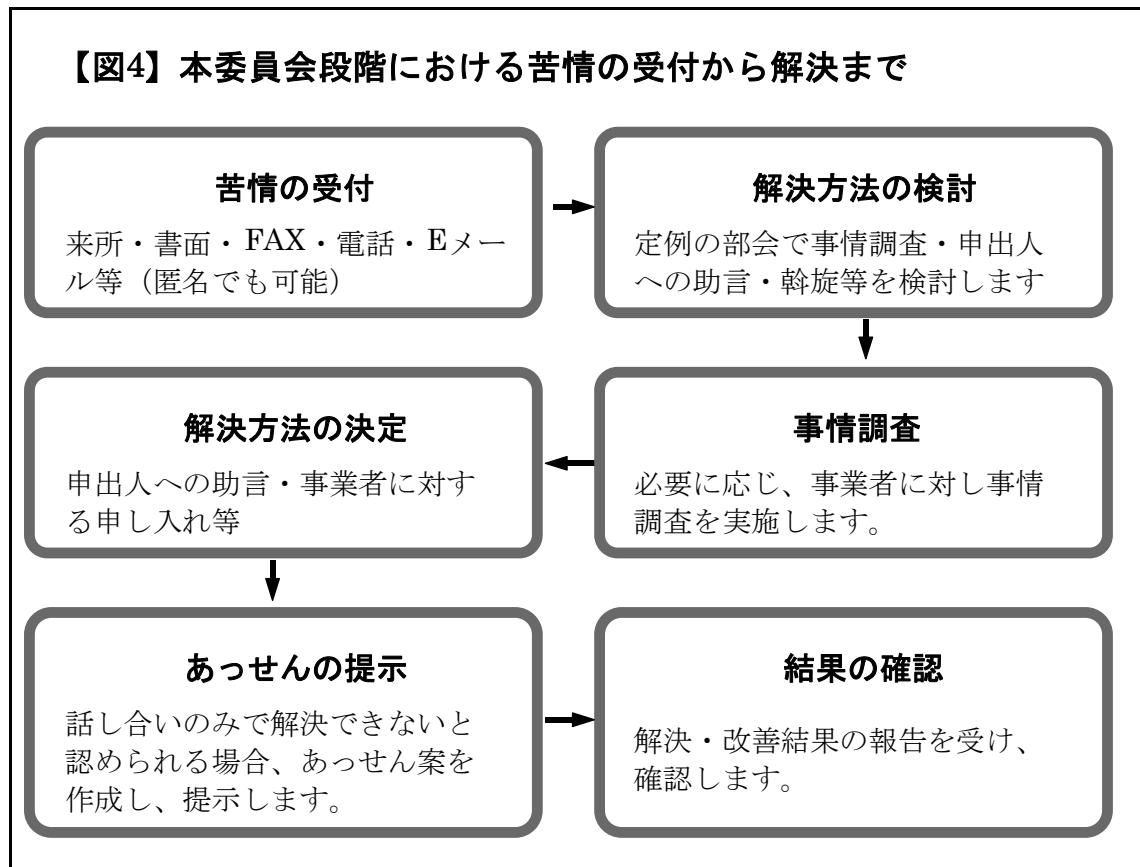
#### (1) 苦情・相談等受付状況

運営適正化委員会では、事務局が苦情や相談を日常的に受け対応しています。寄せられた苦情は、隔月開催される会議にて解決方法を審議します。迅速な対応や集中的な審議が必要な場合は臨時的小委員会を召集し対応にあたります。

詳しい調査を要する場合は、社会福祉法第 85 条に基づき事業所の同意を得た上で事情調査を実施します。助言や申し入れ、話し合いによる解決が難しい場合は「あっせん」を行います(図 4)。

また、利用者の処遇に対し、虐待等の不当な行為等行われているおそれがあると認めるときは、県知事に対し、速やかにその旨を通知することとなっています。申出人の要望が事業所に対する指導や指定基準違反等に関する内容であれば、行政機関の窓口を紹介・伝達することもあります。

この他、苦情までは至らない福祉サービス全般に関する相談も数多く寄せられます。その場合、専門の相談機関や行政機関への紹介・伝達や情報提供により対応を行っています。



【表1】月別・苦情解決結果別の苦情および相談の受付状況（令和6年度）

受付	苦 情						その他 相談	合 計		
	苦情解決の結果									
	①相談 助言	②専門 機関の 紹介・伝 達	③当事者 間の話し 合い解決 の推奨	④あっ せん	⑤通 知	⑥その 他				
4月	12	2	1	4	0	0	5	14	26	
5月	11	3	1	6	0	0	1	5	16	
6月	11	4	1	3	0	0	3	5	16	
7月	4	0	0	3	0	0	1	9	13	
8月	8	4	1	3	0	0	0	10	18	
9月	12	9	0	3	0	0	0	4	16	
10月	11	3	2	6	0	0	0	5	16	
11月	14	5	2	6	0	0	1	14	28	
12月	7	4	0	2	0	0	1	10	17	
1月	4	2	0	2	0	0	0	4	8	
2月	6	3	0	3	0	0	0	2	8	
3月	5	3	1	1	0	0	0	7	12	
合計	105	42	9	42	0	0	12	89	194	

※「その他相談」は、苦情に至らない軽微な相談とする。

#### ※苦情解決結果の区分と例示

- ①相談・助言=運営適正化委員会事務局や委員会委員からの相談助言により終了したもの。
- ②専門機関の紹介・伝達=その他の専門機関への紹介、行政機関への伝達により終了したもの。
- ③当事者間の話し合い解消の推奨=利用者又は利用者家族と事業所間での話し合いの推奨。
- ④あっせん=運営適正化委員会によるあっせんにより終了したもの。
- ⑤通知=県知事への通知により終了したもの。
- ⑥その他=運営適正化委員会が事業所に対して情報提供を実施したもの、改善申し入れを行ったもの、申出人から苦情が取り下げられたものなど①～⑤以外の方法で終了したもの。

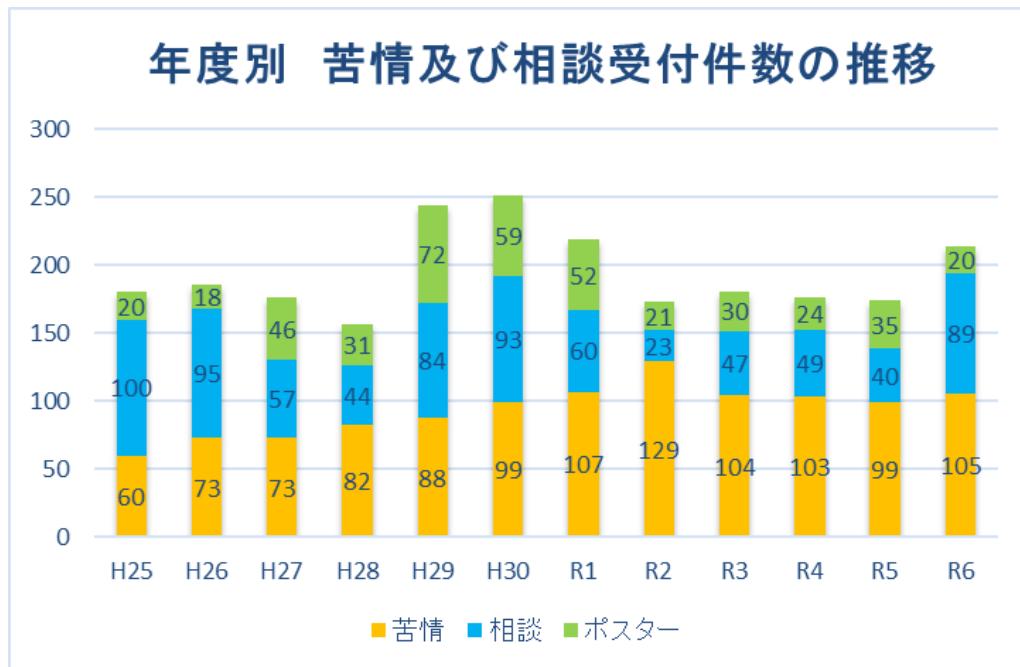
【表2】苦情内容別・サービス分野別苦情受付状況

	高齢者	児童	障害	その他	合計
①職員の接遇	4	11	39	6	60
②サービスの質や量	0	2	9	0	11
③説明・情報提供	2	4	7	1	14
④利用料	1	0	3	0	4
⑤被害・損害	0	1	2	1	4
⑥権利侵害	1	2	5	1	9
⑦その他	0	2	1	0	3
合計	8	22	66	9	105

※サービス分野別の「その他」には、医療分野や社協等への苦情が含まれる。

【表3】年度別 苦情および相談受付件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
苦情	60	73	73	82	88	99	107	129	104	103	99	105
相談	100	95	57	44	84	93	60	23	47	49	40	89
ポスター	20	18	46	31	72	59	52	21	30	24	35	20



## (2) 苦情相談の概要

令和6年度中に沖縄県福祉サービス運営適正化委員会で受け付けた苦情案件の概要は下記のとおりです(受け付けた苦情案件の内、各分野から1事例を報告します)。これは、厚生省社会・援護局長通知「運営適正化委員会等の設置要綱について」(社援第1353号、平成12年6月7日)の「別紙」1-(11)に基づき情報公開するもので、プライバシーに配慮し、個人名・施設・事業所名は匿名としています。なお、苦情案件に関する個別のお問い合わせにはお答えできません。

### 【高齢分野】

No.1	申出人:家族	事業運営主体:不明	苦情の分類:その他
申出内容	<p>申出人の母はアルツハイマー型認知症。申出人と同居しており、普段はデイサービスを利用していた。</p> <p>申出人自身が検査入院のため1日だけ母の面倒をみることができない時があり、申出人の姉が、母を有料老人ホームへ入所させる手続きをとった。</p> <p>申出人が入所中の申出人の母と話をすると、その都度「お家に帰りたい」と話しており、申出人は母の意志を尊重し退所させたいと考えているが、入所の手続きを行った姉が退所を拒み、退所できない状態にある。</p>		
対応経過・結果	<p>入所契約時に母とともにサインをした申出人の姉が家族・姉妹の意見の代表として捉えられるため、姉妹間での話し合いにより解消していく必要があると助言したが、申出人の姉は申出人との話し合いに応じてくれないとのこと。</p> <p>申出人から本会へ弁護士との相談ができないかと質問がなされたため、弁護士会や各自治体の無料法律相談を活用してみるよう助言した。</p>		

No.2	申出人:その他	事業運営主体:株式会社	苦情の分類:サービスの質や量
申出内容	<p>申出人の友人が勤めている有料老人ホームのサービスの質が悪いうえに、虐待や不正受給している疑いがある。</p> <p>申出人は直接実態を確認していないが、申出人の友人によると、入居者に対する食事はスーパーやコンビニの弁当が提供されており、日によっては1日三食の全てがカップラーメンだったこともあるとのこと。また、入居者への暴力的な発言や行為が散見されるほか、出勤していない人が出勤していたかのようにタイムカードを偽装しているとのこと。</p> <p>当該施設に対して、調査・指導をして欲しい。</p>		
対応経過・結果	<p>運営では事業者を指導する権限がなく、利用者等からの苦情を当事者間での話し合いをもって解決していくことを目的に仲介等の役割を担っていることを説明した。</p> <p>施設内での入居者への暴力行為は虐待として、近くの地域包括支援センターで相談することができること、不正受給については行政の主管課へ相談となることを情報提供した。</p>		

【児童分野】

No.1	申出人：家族	事業運営主体：社会福祉法人	苦情の分類：職員の接遇
申出内容	<p>申出人の子を保育園へ登園させる際、約1年間、契約書に記載の開園時間よりも少し早い時間に登園させる生活をしていた。</p> <p>いつものように少し早い時間に園内へ連れて行ったところ、園の扉が施錠されており、早めに登園させることができなくなってしまった。</p> <p>申出人家族以外には、この時間帯に登園させる家族は申出人自身見たことがなく、申出人家族に対する嫌がらせを疑っている。</p>		
対応経過・結果	<p>運適から当該保育園へ事情を確認したところ、これまで開園時間よりも早い時間に開錠していたのは、意図的に開錠していたのではなく、出勤した職員の施錠忘れであり、申出人に対する嫌がらせではないことの説明と、不快な思いをさせてしまったことに対する謝罪がなされた。</p> <p>本会から申出人へ当該保育園からの回答を伝え、申出人はこの回答にご納得いただき終了となった。</p>		

No.2	申出人：家族	事業運営主体：株式会社	苦情の分類：職員の接遇
申出内容	<p>申出人の子を通わせている放課後等デイサービスの職員からネットへの口コミ(google他)依頼がしつこい。子どものことを見学中に子どもではなく、保護者に対してマンツーマンになって口コミ投稿が終わるまで付きっきりになられたことがあった。</p> <p>子どもの活動中の様子を見に来るようにとの見学の案内もしつこい。申出人は保護者が子どもの様子を見学に来ることで事業所に加算がつくことを知っており、見学による加算を取るために過剰に案内されていると感じている。また、見学に行っていないはずの日もカウントされていることがあった。</p>		
対応経過・結果	<p>申出人は子どもが楽しく通っているため、今後も当該事業所を利用させたい。事業所との関係を壊したくないため、匿名を希望。運適から当該事業所へ申出人の意見を代弁した。</p> <p>申出人から本件に関する改善策についての回答を求められてはいない。しかし、利用者の保護者と名乗る方から、「口コミ依頼がしつこい」と受け取られていることを加味して、事実確認と必要に応じて改善策を講じることを勧めて終了。</p>		

【障害分野】

No.1	申出人：家族	事業運営主体：社会福祉法人	苦情の分類：利用料（負担金関係）
申出内容	<p>申出人の親族が障害者グループホームに入居している。65歳になったため、高齢者入所施設への転居を考え、ずっと探していたところ、なかなか見つからずにいた。そんな中、急遽、居室の空きが出た施設が見つかり、当該グループホームへの相談する間もなく次月から入居する契約に至った。</p> <p>申出人が高齢者入所施設との契約について、当該グループホームへ報告したところ、契約の不履行を指摘され、次月利用料として当該グループホームに入金されるはずであった金額の請求がなされた。</p>		
対応経過・結果	<p>申出人から了承を得たうえで、運適から当該グループホームへ事情の聴き取りと、申出人が契約不履行であることを理解しており、請求額の妥当性や支払い方法について話し合いをしたい意向がある旨を伝えた。</p> <p>後日、申出人と当該グループホームとの話し合いが行われた結果、双方が納得のいく請求額に折り合いがつき、お互い非礼を詫びて、話し合いができたとの報告がなされて終了。</p>		
No.2	申出人：家族	事業運営主体：一般社団法人	苦情の分類：サービスの質や内容
申出内容	<p>申出人の娘が就労継続支援B型に通っている。娘が早退して帰って来たため、娘に早退の理由を聞いたところ、利用者D氏の顔を見て落ち着かなくなったとの理由であった。</p> <p>娘は同じ事業所に通っている利用者D氏によって、嫌な思いをし、入院にまでいたった過去がある。これを考慮した事業所側は、退院後の当該事業所内での過ごし方については、申出人の娘と利用者D氏が会わないように作業するフロアを分けることになった。</p> <p>申出人は運適を通し、当該事業所に対し、今回の事実確認と原因究明、再発防止策の説明を求めた。</p>		
対応経過・結果	<p>運適から当該事業所のは利用者D氏が申出人の娘がいるフロアへ入ったことについて、「利用者D氏がいたフロアでドラブル発生し、利用者D氏がパニックになっていたため、利用者D氏を落ち着かせるためにやむを得ずフロアを移動させてしまった」「配慮に欠けてしまった」と話した。</p> <p>当該事業所から申出人へ連絡し、事実確認と原因究明、再発防止策の説明することとなり終了。</p>		

【その他分野】

No.1	申出人：その他 事業運営主体：社会福祉法人 苦情の分類：職員の接遇
申出内容	<p>申出人の自宅（集合住宅）へ生活福祉資金に関する書類が届いた。申出人は封筒の宛名を確認せずに開封した後から、前に住んでいた住人に宛てられた書類であることが分かった。</p> <p>申出人は送付元である事業所へ直接出向き書類を返却した。その際に対応した職員が横柄な態度であった。小声で「宛先不明で返せば良かったのに。」と言われたり、申出人の住所確認のためという理由で身分証のコピーを取られた。</p> <p>身分証を求められた当時は気づかなかつたが、借受人と関係のない申出人の身分証が当該事業所に保管されることを不安に思い、後日、破棄または返却を求めた。すると、再度、同じ職員が申出人を対応し、「ありがとうございました。」「もういいですよ。」とひたらす申出人を帰すような態度で対応されたため、話しを切り出すことができずに帰宅した。</p> <p>当該職員の上司と話しがしたい。</p>
対応経過・結果	<p>運適から当該事業所の職員の上司へ連絡をとり、本件の経緯を説明。申出人は職員の度重なる横柄な対応によって、当該事業所を不信に思っており、個人情報が悪用されるのではないかと強い不安を感じていることを伝え、事実確認と申出人への対応を依頼した。</p> <p>後日、申出人から当該事業所職員の上司と話し、丁寧な説明を受け安心しましたとの報告を受け終了。</p>

## 4. 事業者等に対する支援

### (1) 研修会の開催

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会では、事業所段階での苦情解決が円滑に図られるよう、事業所の苦情受付担当者・苦情解決責任者および第三者委員を対象に、苦情解決制度への理解や苦情解決の具体的な取り組み等への理解を深めるため、各種研修会を開催しています。

#### ①福祉サービスに関する苦情解決セミナー（高齢・児童分野）

期　　日 令和6年10月22日  
会　　場 沖縄県総合福祉センター ゆいホール  
内　　容 講演Ⅰ 「福祉サービス提供施設・事業所における苦情にならない為の接遇」  
　　　　講　師 大山 美智代（オー・アンド・オー コミュニケーション代表）  
　　　　講演Ⅱ 「事業所における苦情解決のあり方  
　　　　　～苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の役割と実務」  
　　　　講　師 竹藤 登（沖縄県福祉サービス運営適正化委員会委員長）  
参 加 対 象 福祉サービス提供施設・事業所職員（高齢・障害・児童・保育）、福祉サービスの提供施設・事業所の苦情解決責任者及び苦情受付担当者、市町村社協等の苦情解決責任者、第三者委員、行政職員 等  
参 加 者 102名（76施設・事業所）

#### ②福祉サービスに関する苦情解決セミナー（障害、その他）

期　　日 令和6年12月17日  
会　　場 沖縄県総合福祉センター ゆいホール  
内　　容 講演Ⅰ 「福祉サービス提供施設・事業所における苦情にならない為の接遇」  
　　　　講　師 大山 美智代（オー・アンド・オー コミュニケーション代表）  
　　　　講演Ⅱ 「事業所における苦情解決のあり方  
　　　　　～苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の役割と実務」  
　　　　講　師 竹藤 登（沖縄県福祉サービス運営適正化委員会委員長）  
参 加 対 象 福祉サービス提供施設・事業所職員（高齢・障害・児童・保育）、福祉サービスの提供施設・事業所の苦情解決責任者及び苦情受付担当者、市町村社協等の苦情解決責任者、第三者委員、行政職員 等  
参 加 者 117名（97施設・事業所）

## (2)「福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組みの整備と苦情対応の手引き」の周知

沖縄県福祉サービス運営適正化委員では、福祉サービス事業者や職員が「福祉サービスの苦情解決」を正しく理解し、利用者から寄せられる苦情や要望等への適切な対応によって、事業者の信頼性の確保やサービス質の向上につなげることを目的に「福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組みの整備と苦情対応の手引き」を作成しました（令和5年度）。作成した本書を効果的に活用いただくため、研修会や巡回指導等を通じ周知に努めました。



▲「福祉サービス事業者のための苦情解決の仕組みの整備と苦情対応の手引き」の表紙

## 5. 広報啓発活動

### (1) 苦情解決ポスター（チラシ）の作成・配布

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会では、苦情解決事業の周知・広報を目的に、苦情解決ポスターとチラシを作成し、事業所や一般県民へ無料配布（郵送の場合は送料有料）しています。



▲苦情解決チラシ



▲苦情解決ポスター

#### ※参考〈ポスターのお取り寄せ方法〉

##### ①事務局の窓口で受け取る

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会事務局（那覇市首里石嶺町4-373-1）にて隨時配布を行っています。沖縄県総合福祉センターへお越しの際は、お気軽に立ち寄りください。

##### ②郵送にて取り寄せる

まずは事務局までご連絡下さい（TEL：098-882-5704）。ご希望の部数を「着払」にて郵送します。郵送にかかる費用はご負担願います。（約600円～1000円程度かかります。）

## (2) ホームページによる広報

The screenshot shows the homepage of the Okinawa Prefecture Social Welfare Services Operation Standardization Committee. The header includes the committee's name and links for search, font size, and language selection. The main content features a cartoon illustration of three people (an elderly couple and a child) sitting under a tree, with speech bubbles indicating common welfare issues like 'I'm worried about my pension' and 'I want to go to the toilet'. Below the illustration is a section titled 'About Welfare Services' with the question 'Is there anything you're worried about?'. The sidebar contains links to various documents and reports, such as 'Guidelines for Solving Problems in Welfare Services', 'Report on Welfare Services Standardization', and 'Research Report on Welfare Services Standardization'.

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会では、ホームページを開設し、各種規程・様式のダウンロードをはじめ、法令等の紹介、研修会情報の案内などの情報を掲載しております。

ホームページアドレス

<https://www.okishakyo.or.jp/kuzyou/>

## (3) その他の広報活動

その他の広報啓発活動は以下のとおりです。

- ① 「福祉サービスの苦情解決」に係るポスター及びチラシの配布
- ② ホームページを活用した情報提供
- ③ 「運営適正化委員会活動報告書」の作成及びホームページへの掲載
- ④ 「福祉サービス事業者のための苦情解決ガイドブック 増補版」の配布
- ⑤ 本会広報誌「福祉情報おきなわ」への記事掲載
- ⑥ 県福祉政策課への広報依頼（ラジオ県民室、県広報誌、X（旧 Twitter）等）
- ⑦ 沖縄タイムス、琉球新報無料告知欄を活用した相談窓口の広報

## 6. その他の活動

### (1) 九州各県の運営適正化委員会との連携

「九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議」へ参加し、各県の運営適正化委員会と事業実施にかかる課題点や工夫した点などの事例や意見について情報交換を行いました。

### (2) 相談員の資質向上

全国社会福祉協議会が主催する「運営適正化委員会事業研究協議会・相談員研修会」へ事務局職員（相談員）が参加し、相談対応のスキル向上を図りました。

また、福祉サービスにおける苦情相談機関連絡会を開催し、参加団体が相互に活動を理解し、相談内容に合わせた適切な紹介先の把握に繋がった。

## 7. 資 料 編

## (1) 社会福祉法（関係条文のみ抜粋）

### 第 65 条（施設の基準）

都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。

- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。
  - 一 社会福祉施設に配置する職員及びその員数
  - 二 社会福祉施設に係る居室の床面積
  - 三 社会福祉施設の運営に関する事項であって、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
  - 四 社会福祉施設の利用定員
- 3 社会福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

### 第 82 条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

### 第 83 条（運営適正化委員会）

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

### 第 84 条（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）

運営適正化委員会は、第 81 条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

- 2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

**第 85 条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）**

運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

- 2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行うことができる。

**第 86 条（運営適正化委員会から都道府県知事への通知）**

運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

## (2) 「社会福祉協議会経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

障 第 4 5 2 号  
社 援 第 1 3 5 2 号  
老 発 第 5 1 4 号  
児 発 第 5 7 5 号  
平成 12 年 6 月 7 日

(一部改正)  
雇児発 0307 第 1 号  
社援発 0307 第 6 号  
老 発 0307 第 42 号  
平成 29 年 3 月 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長  
厚 生 省 社 会 ・ 援 護 局 長  
厚 生 省 老 健 局 長  
厚 生 省 児 童 家 庭 局 長

### 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について

社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成 12 年 6 月 7 日法律第 111 号)の施行に伴い、社会福祉法第 82 条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。

そこで、新たに導入される苦情解決の仕組みが円滑に機能するよう、福祉サービスを提供する経営者が自ら苦情解決に積極的に取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等について別紙のとおり指針を作成しましたので、貴管内市町村(指定都市及び中核市除く)及び関係者に周知をお願いします。

なお、当該指針については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知するものです。

また、社会福祉法第 65 条の規定により、厚生大臣が利用者等からの苦情への対応について必要とされる基準を定めることとされたこと等に伴う対応については、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等に基づく各施設の最低基準の改正等を検討しているところであり、追って通知する予定です。

## 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針

### (対象事業者)

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を経営する者とする。

また、上記以外の福祉サービスを提供する者等についても、本指針を参考として、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。

### 1 苦情解決の仕組みの目的

- 自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である。
- このような認識に立てば、苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の満足感の向上、虐待防止・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を経営する者の社会的信頼性の向上にもつながる。
- 苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図ることが重要である。

### 2 苦情解決体制

#### (1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。

#### (2) 苦情受付担当者

- サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。
- 苦情受付担当者は以下の職務を行う。
  - ア 利用者からの苦情の受付
  - イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録
  - ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

#### (3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

- 設置形態

ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。

イ 苦情解決の実効性が確保され客觀性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。

○ 第三者委員の要件

ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。

イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(例示)

評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

○ 人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。

○ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任する。

(例示)

ア 理事会が選考し、理事長が任命する。

イ 選任の際には、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行う。

○ 職務

ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取

イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知

ウ 利用者からの苦情の直接受付

エ 苦情申出人への助言

オ 事業者への助言

カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言

キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

ク 日常的な状況把握と意見傾聴

○ 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客觀的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

### 3 苦情解決の手順

#### (1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

(2) 苦情の受付

- 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。
- 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。
  - ア 苦情の内容
  - イ 苦情申出人の希望等
  - ウ 第三者委員への報告の要否
  - エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否
- ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(3) 苦情受付の報告・確認

- 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

- 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
  - 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
    - ア 第三者委員による苦情内容の確認
    - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
    - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認
- なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。

(5) 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。
- イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

#### (6) 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等に実績を掲載し、公表する。

### (3) 苦情への対応に関する実施要綱（モデル例）

『施設・事業所名等』が提供する福祉サービスに係わる  
苦情への対応に関する実施要綱（モデル例）

#### 第1 目的

この要綱は、社会福祉法第82条の規定に基づき、○○○○○が提供する福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）に関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、提供者の信頼及び適正性の確保を図る等、苦情解決に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 実施体制

##### 1. 苦情解決責任者

苦情への対応について、責任体制を明確にするため、施設長を苦情解決責任者とする。

##### 2. 苦情受付担当者

福祉サービスに係わる苦情に迅速に対応するため、理事長は、職員の中から苦情受付担当者を任命し、次の業務を行わせるものとする。

- (1) 利用者からの苦情の受付
- (2) 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録（様式1）
- (3) 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

##### 3. 第三者委員

###### (1) 第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置するものとする。

###### (2) 第三者委員の定数・選任

第三者委員は、△名以内とし、公平性・中立性を確保できる者の中から、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱するものとする。

###### (3) 第三者委員の任期

第三者委員の任期は、2年とし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

###### (4) 第三者委員の職務

第三者委員は、次の職務を行うものとする。

- ①苦情受付担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
- ②苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知（様式2）

- ③利用者からの苦情の直接受付
- ④苦情申出人への助言（様式3）
- ⑤事業者への助言（様式3）
- ⑥苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- ⑦苦情解決責任者からの苦情に係わる事案の改善状況等の報告聴取
- ⑧日常的な状況把握と意見傾聴

### 第3 対象範囲

#### 1. 対象とする「福祉サービス」の範囲

対象とする福祉サービスの範囲は、社会福祉法第2条第△項第△号の規定により、〇〇〇〇〇が提供する次の福祉サービスとする。

- (1) \_\_\_\_\_事業により提供する福祉サービス

#### 2. 対象とする「苦情」の範囲

対象とする苦情の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスに係る処遇の内容に関する苦情
- (2) 福祉サービスの利用契約の締結、履行又は解除に関する苦情

#### 3. 苦情の「申出人」の範囲

苦情の申出人は、福祉サービスの利用者、その家族、代理人、民生委員・児童委員、当該事業者の職員等、当該福祉サービスの提供に関する状況を具体的かつ的確に把握している者とする。

### 第4 実施方法

#### 1. 苦情の受付

- (1) 苦情受付担当者は、来所、文書、電話等により利用者からの苦情を随時受け付けるものとする。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができるものとする。
- (2) 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認するものとする。
  - ①苦情の内容
  - ②苦情申出人の希望等
  - ③第三者委員への報告の要否
  - ④苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否
- (3) (2) の③及び④が不要の場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図るものとする。

#### 2. 苦情の報告・確認

- (1) 苦情の受付担当者は、受け付けた苦情は、原則としてすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告するものとする。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除くものとする。
- (2) 投書など匿名の苦情についても、第三者委員に報告し、必要な対応を行うものとする。
- (3) 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

### 3. 苦情解決に向けての話し合い

- (1) 苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めるものとする。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができるものとする。
- (2) 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行うものとする。
  - ①第三者委員による苦情内容の確認
  - ②第三者委員による解決案の調整、助言
  - ③話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認

なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができるものとする。

### 4. 苦情解決の記録・報告

- 苦情解決や改善を重ね、これらを実効あるものとするため、次のような記録と報告を積み重ねるものとする。
- (1) 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録する。
  - (2) 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告（様式4）し、必要な助言を受ける。
  - (3) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間後、報告（様式5-1、5-2）する。

### 5. 苦情解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や本会によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、申出のあった苦情の件数、内容、処理結果について「事業報告書」や「広報誌」等に掲載し、公表するものとする。

### 6. 利用者等への周知

苦情解決責任者は、○○○○○の施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知するものとする。

## 第5 秘密保持義務

1. 第三者委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者、またはこれらの職にあった者は、その

職務上、知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

2. 対応上、他機関・団体への職務上知り得た情報の提供が必要な場合は、あらかじめ本人の了承を得るものとする。

## 第6 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、原則として実費弁償を除き無報酬とし、実費弁償については〇〇〇〇〇旅費規程に基づき支給する。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えないものとする。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

第7 この実施要綱は、令和〇〇年 月 日から施行する。

【様式1】苦情受付票

(申出人→苦情受付担当者→苦情解決責任者→第三者委員)

第三者委員	理事長	解決責任者		受付担当者

下記のとおり苦情の申出がありましたので、報告します。

苦 情 受 付 票 (秘)

受付日	令和 年 月 日		苦情発生時期		令和 年 月 日	受付 No.		
受付担当名			苦情発生場所					
申出人	ふりがな			住所				
	氏名				TEL ( ) -			
利用者との関係	本人・親・兄弟姉妹・子・その他 ( )							
利用者	ふりがな			住所				
	氏名				TEL ( ) -			
	性別	男・女	生年月日	年 月 日	年齢	歳	生活状況	
本人の状況								
苦情等の内容	趣旨							
	具体的な苦情の内容							
申出人の要望	<input type="checkbox"/> 話を聞いてほしい <input type="checkbox"/> 教えてほしい <input type="checkbox"/> 回答がほしい <input type="checkbox"/> 調査してほしい <input type="checkbox"/> 改めてほしい <input type="checkbox"/> その他 ( )							
申出人への確認	第三者委員への報告の要否				要 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>	確認欄 [ ]	
	話し合いへの第三者委員の助言、立ち会い要否				要 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>	確認欄 [ ]	

相談記録				
想定 原因	<input type="checkbox"/> 説明・情報不足	<input type="checkbox"/> 職員の態度	<input type="checkbox"/> サービス内容	<input type="checkbox"/> サービス量
	<input type="checkbox"/> 権利侵害	<input type="checkbox"/> その他( )		
対応	<input type="checkbox"/> その場で回答、即時解決	<input type="checkbox"/> 後日回答(月 日予定)		
	<input type="checkbox"/> 当事者同士の話し合い解決を推奨	<input type="checkbox"/> 関係機関の紹介( )		
	<input type="checkbox"/> 行政機関への伝達	<input type="checkbox"/> 苦情として運営適正化委員会へ		
	<input type="checkbox"/> その他( )			
処理経過				
結果				

【様式2】苦情受付報告書

(第三者委員→苦情申出人)

苦 情 受 付 報 告 書

令和 年 月 日

(苦 情 申 出 人) 殿

第三者委員氏名  印

苦情受付担当者から下記のとおり苦情受付（受付 No ）について報告がありましたことを  
通知いたします。

記

苦情の申出日	令和 年 月 日 (曜日)	苦情申出人名	
苦情発生時期	令和 年 月 日	利用者との関係	本人・親・子・その他 ( )
苦 情 の 内 容			

【様式3】申出人への助言

(第三者委員→苦情申出人)

令和 年 月 日

(苦情申出人、○○○○○) 殿

第三者委員氏名 印

令和 年 月 日付けで申出のありました福祉サービスに関する苦情について、下記のとおり助言いたします。

記

受付日	令和 年 月 日	受付担当者氏名			
申出人 氏名	ふりがな	住所	TEL ( ) -		
利用者との 関係	本人・その他（具体的に）				
利用者 氏名	ふりがな	住所	TEL ( ) -		
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
主訴					
助言の内容					

【様式4】協議結果報告書

(苦情解決責任者→第三者委員)

令和 年 月 日

(第三者委員) 殿

(事業所名)  
苦情解決責任者 印

令和 年 月 日付けで申出のありました福祉サービスに関する苦情に係わる申出人との協議結果について、下記のとおり報告いたします。

記

受付日	令和 年 月 日	受付担当者氏名				
申出人 氏名	ふりがな	住所	TEL ( ) -			
利用者との 関係	本人・その他(具体的に )					
利用者 氏名	ふりがな	住所	TEL ( ) -			
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男	・ 女
主訴						

協議内容及び結果

【様式 5-1】改善状況報告書

(苦情解決責任者→第三者委員)

令和 年 月 日

(第三者委員) 殿

(事業所名)

苦情解決責任者

印

令和 年 月 日付けで申出のありました福祉サービスに関する苦情について、下記のとおり改善（改善を計画）いたしましたので報告します。

記

受付日	令和 年 月 日	受付担当者氏名				
申出人 氏名	ふりがな	住所	TEL ( ) -			
利用者との 関係	本人・その他（具体的に）					
利用者 氏名	ふりがな	住所	TEL ( ) -			
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男	・ 女
主訴						

改善内容または改善計画内容

【様式 5-2】改善状況報告書

(苦情解決責任者→申出人)

令和 年 月 日

(苦情申出人) 殿

(事業所名)

苦情解決責任者

印

令和 年 月 日付けで申出のありました福祉サービスに関する苦情について、下記のとおり改善（改善を計画）いたしましたので報告します。

受付日	令和 年 月 日	受付担当者氏名				
利用者 氏名	ふりがな	住 所	TEL ( ) -			
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男・女	
主訴						

改善内容（改善計画内容）

「令和6年度沖縄県福祉サービス運営適正化委員会活動報告書」

令和8年1月発行  
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会  
(社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会)

〒903-8603  
沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1  
沖縄県総合福祉センター内  
TEL : 098-882-5704 FAX : 098-882-5714  
URL : <https://www.okishakyo.or.jp/kuzyou/>